

奈良県知事 荒井 正吾 殿

2021年度 奈良県予算編成に關 する要望書

2020年11月24日

日本共産党奈良県委員会

委員長 細野 歩
日本共産党衆院1区国政委員長 谷川 和広
日本共産党衆院2区国政委員長 宮本 次郎

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂
県会議員 今井 光子
県会議員 小林 照代
県会議員 太田 敦

目 次

	項目数
3 【はじめに】	
4 【重点要望】	
1 新型コロナウイルス感染の拡大防止、医療、検査など命を守る対策	(14)
2 暮らしと営業、雇用、家計と内需をあたため、持続可能な地域づくり	(8)
3 すべての子どもたちの学びと成長、安全を保障し、学生への支援を	(8)
4 大型開発をやめて命と暮らしを守る県政への転換を	(4)
5 平和と憲法をまもること	(2)
5～ 【個別項目】	
1 医療、介護の充実、子育て支援など、社会保障、福祉、教育を最優先に	(112)
2 地域経済の振興、雇用の確保を	(49)
3 環境保全や災害対策を強化し、住民の安全を守る	(37)
4 文化遺産を自然や景観と一緒に保存する	(13)
5 住民福祉の機関としての地方自治体を守り、県民に開かれた公正で清潔な政治に	(38)
6 奈良県警察への要望	(3)
	(288)

〈はじめに〉

今年1月に、はじめての新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、感染症の拡大が、県民の命や暮らし、地域経済にかつてない影響を及ぼしています。

厳しい体制の中、感染拡大の防止や県民の支援にご尽力いただいている職員の皆さん、医療・介護・福祉など関係者の皆さんに、心より敬意を表します。

私たち県議団は、旅館、観光業、飲食店、お土産屋さんなどの事業者や、文化・芸術関係者、医療機関、福祉施設、大学や県立学校などに訪問させていただき、実態をお聞きしました。この間7次にわたって、要望書も提出させていただきました。

年末にむかって、第3波の感染拡大が続く中、医療のひっ迫や、営業や暮らしの困難はさらに深刻化することが懸念されます。

菅新政権が発足しましたが、実効あるコロナ対策は打ち出されず、安倍政権の継承、自助努力を強調して、消費税の減税など国民の願いに背を向けています。

こうしたなかで、いまこそ、奈良県が、住民の苦難に寄り添って、住民福祉の増進の役割を發揮されることを、強く求めます。

〈重点要望〉

1、新型コロナウイルス感染の拡大防止、医療、検査など命を守る対策

- 1、感染症対策の拠点として専門業務をになう保健所機能の強化をするために、職員体制を抜本的に強化すること。
- 2、感染追跡を専門に行うトレーサーを配置すること。
- 3、受診・利用控えによる医療・介護施設の減収対策として、減収補填や従事者支援を行うこと。
- 4、介護施設のコロナ特例加算を改め、介護事業者に介護保険ではなく公費で必要な財政的支援をするよう国に求めること。
- 5、政府から支給される医療・福祉職員への支援金を早く届けること。
- 6、感染者やその関係者、医療・介護従事者への差別や偏見などを防ぐ対策を抜本的に強化すること。
- 7、発熱外来認定医療機関の利用方法や、発熱時の対応についても、県民に周知徹底とともに、必要な調整をしながら、できるだけ医療機関などの情報公開を進めること。
- 8、経済的な理由による受診控えが起きないように、無料低額診療の実施医療機関を増やし、公的医療機関も実施し、制度の周知を進めること。
- 9、感染によって困難となる子育てや介護の必要な方への支援を行うこと。
- 10、感染防護具や医療用機材など、必要な衛生材料を現場に、十分届けること
- 11、医療・福祉従事者への定期的なPCR検査実施の対象に、保育所・学校の職員も含めること。
- 12、県民の命を守るために、生活保護制度の弾力的な運用や、各種減免制度の周知徹底、食糧支援等、親身な相談・支援をおこなうこと。
- 13、コロナ陽性者に対する休業補償は個人事業主も対象とすること。また、濃厚接触者とその家族などの休業補償を国に求めること。
- 14、市町村と連携して、国民健康保険料の減免制度を周知、利用しやすくすること。

2、暮らしと営業、雇用、家計と内需をあたため、持続可能な地域づくり

- 1、コロナ危機から地域経済と暮らしを守るために、緊急に消費税の減税を行い、社会保障などの財源は、大企業・富裕層への応分の負担を求めるように国に求めること。
- 2、中小業者やフリーランスが事業の継続ができるように、持続化給付金の条件緩和と再度の実施を国に求めること。
- 3、中小業者の家賃や水道光熱費、リース代など固定費への補助を行うこと。

- 4、雇用調整助成金特定措置をコロナ収束まで継続し対象を拡大することや、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期間の延長、休業支援金などの改善を国に求めること。
- 5、新型コロナウイルスを理由とする不当な解雇や退職強要、雇止めをやめさせる監視と指導を強めること。
- 6、文化芸術関係者が活動を継続できるように、施設使用料の減免や損失補填などの支援をおこなうこと。
- 7、政府による生産・受給調整廃止とコロナ禍による米価暴落の対策として、コロナ減収補填、備蓄米買い入れ増加、個別所得補償の復活を政府に求め、県独自に所得補償を実施すること。
- 8、農林水産省による「高収益作物次期作支援交付金」は、当初の要件で運用するよう国にもとめること。

3、すべての子どもたちの学びと成長、安全を保障し、学生への支援を

- 1、コロナ禍での子どもたちの感染防止、行き届いた教育の補償のために、小・中学校で20人程度の少人数学級を早急に実施すること。
- 2、県立高校でも、学習補償や感染防止対策などのために、少人数学級とするために、教員の加配などを行うこと。
- 3、ICTなどの活用にあたっては、あらたな格差を生まないようにすること、機器の利用について教員・児童生徒をサポートできる支援員を各校に配置すること。
- 4、子どもたちの心のケア、いじめ不登校に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に配置、正職員とすること。
- 5、コロナ禍により経済的に困窮する児童生徒の学校給食費や副教材費など義務教育費の負担を軽減し、修学援助を拡充して利用しやすくすること。
- 6、コロナ禍によって生活が困窮し、休学・退学をせざるをえない学生への支援策を拡充して、学生支援緊急給付金の条件を緩和して、再給付や継続給付できるように改善を国に求めること。
- 7、学費の引き下げや私学助成、給付制奨学金の拡充を国に求めるとともに、県でも、授業料の減免、給付型奨学金制度を実施すること。
- 8、学生や高校生の就職活動を支援し、企業に雇用を求めることが県としての緊急雇用など対策を強化すること。

4、大型開発をやめて命と暮らしを守る県政への転換を

- 1、五條市に計画している広域防災拠点整備は、消防学校の整備と600メートル滑走路にとどめ、2000メートル滑走路の整備は中止すること。
- 2、平城宮跡公園事業の県事業について、新たな体験館整備はみあわせ、既存の施設など

- を活用すること。
- 3、リニア新幹線誘致を見直し、県のリニア新線計画を中止すること。
 - 4、京奈和自動車道大和北道路建設を中止すること。

5、平和と憲法をまもること

- 1、菅政権の、違憲・法違反の日本学術会議人事への介入を撤回するように求めること。
- 2、核兵器禁止条約が2021年1月に発効する。日本政府へ、唯一の被爆国として条約に参加し批准するように求めること。

〈個別要望〉

1 医療、介護の充実、子育て支援など、社会保障、福祉・教育を最優先に

【1】医療

1. 福祉医療制度の一部負担金は廃止して、自動償還払い制を現物給付とすること。
2. 県として国保減免制度の拡充をおこない、市町村独自の減免制度を認めること。
3. 国保料の子どもの均等割はなくして減免をおこなうこと。国に廃止を求めるここと。
4. 国保加入者には必ず年度ごとに保険証を届けるよう市町村へ徹底し、資格証の発行は、一方的に実施しないこと。すべての子どもに無条件で保険証を交付し、届けること。
5. 国保料滞納者に対して、機械的に差し押さえをしないこと。
6. 医師を増やして、労働条件の改善を図ること。
7. 看護師確保のために県立看護学校の養成数を増やし、奨学金制度を復活すること。院内保育所など働きやすい環境づくりをすすめること。
8. 訪問看護師の養成、在宅診療体制を強化すること。
9. がん対策をすすめること。
 - ・早期発見、早期治療につなげるよう検診率をあげること。
 - ・専門知識をもった医療従事者を養成し、奈良県の患者が他府県に行かなくても治療が受けられるよう、体制を充実すること。
 - ・がんになっても働き続けることができるよう就労支援に取り組むこと。
10. 妊婦加算を廃止して、新たに妊産婦医療費助成制度をつくること。
11. 二次救急医療の患者受け入れ体制を充実するために県の支援をおこなうこと。
12. 南和医療センター・西和医療センターに分娩できる体制をつくること。
13. 認知症など精神病の合併症をもつ場合の救急医療体制をつくること。
14. 地域医療構想の実施にあたっては、地域の実情に応じて住民の医療を守る立場をつらぬくこと。
15. 過大な削減目標の押し付け、地域別診療報酬導入を含む医療費適正化計画を見直すこと。
16. 県民を受動喫煙から守るため、「奈良県受動喫煙防止条例」を制定してください。
17. 高齢者の医療費負担二割負担増の中止を認めること。

【2】介護保険

1. 介護保険の保険料の値上げをくいとめ、引き下げをすすめること。介護保険の保険料・利用料の県独自の減免制度をつくること。要支援1、2の総合事業は内容を充実させること。
2. 要介護1、2の保険外し、利用料の2割、3割の負担増をやめるよう、国に働き掛けること。
3. 介護職員の処遇改善と人材育成をすすめること。
4. 特別養護老人ホームを増やし、2772人の待機者を解消するため小規模多機能施設の拡充を図り、地域での介護、医療、福祉のネットワークをつくり、住み慣れた地域で住み続けられる支援をすすめること。
5. 必要な人へ養護老人ホームの利用を促進すること。
6. 地域包括支援センターは、中学校区に1か所の増設をめざし、マンパワーや運営費に対して県としても支援をおこなうこと。
7. 介護報酬改悪で介護職員の処遇の悪化、小規模介護施設の撤退が相次いでいる。県として実態を把握して、国へ対策を求ること。

8. 認知症疾患センターを増やし、地域の支援体制をつくること。
9. 県独自の紙おむつ支給制度を存続すること。
10. 認知症疾患センターの活用の改善をはかること。

【3】子育て支援

1. 子育て・保育新システムによる、保育の公的責任を後退させず、国と自治体の責任による保育制度を堅持すること。保育士の待遇改善を政府に求めるとともに、独自の支援をおこなうこと。
2. 保育所入所の待機者をなくすために、保育所増設など市町村を支援すること。保育内容について産休明け保育、長時間保育の拡大、夜間保育や病児・病後児保育、障害児保育、一時保育など現行制度を拡充すること。新たに設置された病児保育を安定的に持続するための補助金増額を求める。保育所全体を対象にして県単独での保育士配置基準の引き上げをおこなうこと。
3. 障害をもつ子どもの放課後保障をすすめること。
4. 学童保育の待機をなくし、規模の大きいクラスの解消に県の支援を強めること。
5. 地域に子育て支援センターを増設して、きめ細かな支援を実施できるようにすること。
6. 児童虐待防止全国共通ダイヤル「189」を広く普及すること。
7. 保育所・幼稚園の無償化に伴い、実費徴収がされる給食費助成をおこなうこと。
8. 子どもの貧困対策は、実態調査を市町村ごとにおこない公表するとともに、具体的数値目標をもった計画をもち、すすめること。
9. 子ども食堂と学習支援など子どもの貧困対策を継続し、強化すること。
10. 児童手当の削減に反対すること。
11. 児童相談所の児童福祉士を増員すること。
12. 高田の児童相談所に一時保護所の設置を含め、児童相談所の施設改善をすすめること。

【3】障害者対策

1. 総合的な対策をすすめる障害者福祉基本法の制定を国に求めること。
2. 65歳以上の福祉サービスについて介護保険優先ではなく、これまでどおり障害者福祉サービスすることを通知すること。
3. 精神障害者の医療費助成は、すべての手帳所持者を対象に適用すること。
4. 障害者サービスの基盤整備をすすめ、どこに住んでいても安心して利用できるよう県として支援すること。
5. 就学前の障害児を安心して預けられる通園施設や保育所の充実を図ること。人員の加配を県単独で実施すること。
6. 発達支援センターは、西和圏域にも設置して職員配置の体制を充実すること。
7. 子どもの発達を保障する総合的な療育センターを設置して、障害児の早期発見、早期療育の体制を強めること。5歳児検診を実施すること。
8. リハビリテーションセンターの医師、専門職員の体制を強化すること。同センターの療育通園施設が狭くなってきており、建て替えか増築などにより待機児童がでないようにすること。訪問療育の体制を強化すること。
9. 県の障害者雇用は精神障害、発達障害を含めて、すべての障害者を対象とすること。
10. 誰もが安心して生活できる街となるように、公共交通機関のバリアフリーと県道の安全対策をすすめること。
11. グループホームは、知的障害者にとって、地域での暮らしの場として大きな位置を占めている。しかし、奈良県では、職住分離の観点から、日中活動系事業所の敷地内には建設が禁止されている。他府県では建設が認められているところもあり、奈良県でも、同じ敷地内の建設を認めること。
12. 県内に8ヶ所ある重症身体障害児者が短期入所できる病院のうち、受け入れ対象や人数、体制などから、中南部の障害児者も北部の施設を利用することが多く、送迎に大きな負担がある。県中南部の中核施設である「奈良県障害者総合支援センター」での受け入れ人数の増加、送迎等通園手段の確保などを早急

に実現すること。

13. 地域支援事業の一つである移動支援事業は、移動困難な障害者にとって、必要不可欠なサービスである。しかし、地域支援事業の実施主体は、市町村となっており、地域間格差がある。また、通勤、通学や施設入所者は利用できないという制約もあり、引き続き根本的な制度変更を要望していただくとともに、地域間格差が出ないよう県として援助をされること。

【5】最低生活の保障を

1. 生活保護基準の切り下げを元にもどすよう国に要請すること。
2. 保護課ケースワーカーに対する研修制度を充実すること。
3. 保護課ケースワーカーを「標準数」にもとづき増員すること。
4. 保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置、修理費用が支給できるよう国に要請すること。
5. 夏季加算の設置を働きかけ、国の給付が実現するまでは、県単独で補助、支給を行うこと。
6. 冬季暖房費の増額を国に申し入れ、国の給付が実現するまでは県単独で補助、支給を行うこと。
7. 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有をみとめること。
8. 実態無視の就労指導の供用をしないこと。自治体として仕事の場を確保、拡充するため努力すること。
9. 生活保護の申請書類を市町村窓口に置き、申請書をインターネットでダウンロードできるようにするなど、申請権を保障すること。
10. 緊急時のために保護世帯に医療証を発行すること。
11. 生活保護費の内訳を利用者に知らせること。
12. 母子加算を復活すること。
13. 生活保護のしおり」を積極的に活用し、通院交通費や一時扶助の内容を保護者に知らせること。
14. 福祉資金制度を利用しやすいものにして、低所得者の生活を援護すること。
15. 低年金保障制度を創設するよう、国に要望すること。

【6】難病対策

1. 繊維筋痛症の患者が安心してかかれるよう医療体制を整えること。長期にわたる痛みやうつ状態、日常生活に介護がいるなどの場合、障害者手帳の交付対象とすること。
2. 難病支援の対象となる疾患を狭く限定せず、幅広く支援を受けられるようにするとともに、支援の内容を拡充するよう国に求めること。
3. 現在、身体障害者手帳を交付されていない難病患者についても、手帳の保持者と同様の支援を受けられるようにすること。
4. 難病認定申請にあたっては基準以下でも受理して、再申請するまでの間にかかる多額の検査費用についても考慮しさかのぼっての認定を認めること。
5. 2015年の難病法で医療費助成の対象疾患が拡大された一方で、症状の軽い「軽症者」は助成制度から外れました。軽症と判断された人は収入が不安定な中で医療費が増えるため、通院回数を減らす受診抑制となり、重症化する事態もおこっています。指定難病患者の重症度分類基準廃止を国に働きかけること。
6. 難病患者が利用しやすい、利便性が良い場所に複数の難病支援センターを設置するとともに、体制の充実を図ること。また、患者団体の情報共有や活動の場として、休日も利用できるようにすること。
7. 被爆者手帳にカバーをつけること。

【7】住宅対策

1. 「住宅は福祉」「住まいは人権」という立場にたって高齢者や障害者が使いやすい、福祉向けの住宅の建設をすすめること。既存の中層県営住宅にエレベーター・スロープなど施設・設備の改良をすすめること。入居者の実態にあわせて、使いやすい改造ができるようにすること。老朽化した県営住宅は早急に改善すること。

2. 県営住宅の入居募集は、申し込み回数の多い人を優先できるようにすること。保証人を確保できない場合も、入居できること。
3. 障害者、高齢者の民間住宅への入居に際して保証人がいない場合の、公的保証制度を創設すること。
4. 低所得者や青年世帯、一人親家庭に民間住宅家賃の補助をおこなうこと。
5. 県営住宅の共用部分の光熱水費は県が直接集金すること。

【8】教育条件の整備

1. 変動制労働の導入はおこなわないこと。教職員の多忙を解消する実効ある業務の見直しをすすめ、定員増を求めるここと。
2. 構造改革によってすすめられた「教育改革」を中止して、全国いっせい学力テストや教員免許更新制度は見直すよう国に求めること。
3. 副校長、主幹教諭、指導教諭など、教育の管理統制につながる職をおかないこと。
4. 講師の正式採用枠の確保や身分安定と待遇改善をすすめること。定数内講師は解消すること。
5. 住民合意のない学校統廃合や小中一貫校、義務教育学校はおこなわず、小さい規模の学校を支援すること。
6. 「日の丸」「君が代」は押しつけないこと。「新しい歴史教科書をつくる会」などの教育への介入、「解同」などによる特定の運動方針のおしつけなど特定団体の公教育への介入に反対し、学校教育の自主性をまもる。
7. 人権教育と名を変えただけの同和教育を廃止し、部落問題については社会科教育、歴史教育であつかい、子どもの発達段階に即して、科学的認識にもとづく正しい学習をすすめる。
8. 特別支援学校の新設と既設の学校の環境整備をすすめること。
9. 特別支援学校の設置基準策定を国に求めること。
10. 県立高校適正化計画により、北部の卒業生に対する北部の高校の定員と南部との格差が開き、通学交通費の負担が重くなっている。高校の通学費に対して低所得世帯および一定金額を上回る生徒について支援すること。
11. 私立学校への助成金を大幅に増額し、公立高校との併願者の入学金の前納制を完全解消する。授業料補助については県外校への通学生についても県内校への通学生と同額とする。親の倒産、失業にともなう授業料免除制度を拡充すること。私学の授業料補助拡充を国に求めること。
12. 不登校問題について教職員や父母が気軽に相談できるセンターを父母の会やボランティア団体、専門家、医師などの協力をえて、各所に開設する。不登校児のための対策を強め、フリースクールなどの自主的な取り組みを支援すること。
13. 実態にあった青少年への性教育を充実すること。
14. 子どもの安全を守るためにも、学校安全条例をつくり施設の整備や安全のための職員を各学校に配置すること。
15. いじめ問題解決にむけては、いのちを守ることを第一に、厳罰主義を改め、養護教師の複数配置など、人的支援を強めること。
16. 教師の多忙化を解消すること。
17. 高校授業料無償化の復活をするよう国に求めるとともに、徴収事務にともなう学校職員の負担を軽減するよう対策を講じること。
18. 小中学校へのエアコン稼働にともなう電気代について、県独自の補助金制度を創設すること。
19. 図書館司書の全校配置と常勤化をすすめること。図書購入費を確保し、学校図書標準を達成する学校を確実にふやすこと。
20. 養護学校高等部や高等養護学校を卒業した生徒の学びの場として、専攻科の設置を進めること。
21. 学校給食での地産地消をすすめ、米飯給食の回数をふやすこと。給食費補助をすること。
22. 学校給食費の徴収は学校任せにせず、給食会計は一般会計とすること。
23. 学校給食のパン製造を安全な国産小麦とすること。
24. 児童生徒が本物の演劇やコンサートなど年1回は観賞できるように予算をつけること。

【9】文化・スポーツ活動への支援

1. 文化予算を大幅にふやすこと。県内アーチストへの創作活動、文化活動を直接支援する基金や補助金制度をつくり、オーケストラなどの練習場や絵画、彫刻の創作のための場所などの低廉な費用での提供、県内音楽、演劇などの観賞団体、親と子を対象とした観賞団体などにたいして県文化会館国際ホールや権原文化会館大ホールなどの使用料軽減措置を拡充する。常設展に限らず特別展等も子どもや高齢者、障害者にたいする映画館や美術館、考古学博物館などの入場料無料化を実施すること。
2. 県立図書情報館を含む公立図書館、学校図書館のサービス充実、向上を支援すること。
3. 児童公園をふさわしく整備すること。ボール遊び等ができる子ども広場・公園を計画的に整備すること。
4. 有害図書対策及びインターネットを通じた有害情報対策を抜本的に強化すること。通学路など児童生徒の誰でもが手にできるところに陳列されている「求人雑誌」に注意を払い、少年少女をいかがわしい「仕事」の危険から守ること。
5. 「スポーツはすべての人々の権利」と明記されたスポーツ基本法の精神を活かし、公営スポーツ施設の建設・整備を計画的にすすめるとともに、各施設の運営の改善をすすめること。
 - スポーツ施設使用の手続きをスポーツ基本法の精神を活かすものに改善すること。
 - 施設の使用料は低くおさえ、使いやすくすること。
 - 施設運営の民間委託はやめること。
6. スポーツ振興という本来の目的を逸脱しているサッカーゲームは廃止するよう、国に求めること。スポーツ予算はサッカーゲームに頼らず、国と自治体で確保すること。
7. 地域スポーツクラブを支援し、クラブマネージャーの育成を支援すること。

【10】「子どもを犯罪から守る条例」、「少年補導に関する条例」を廃止すること

【11】子どもの権利条例を制定すること

2 地域経済の振興、雇用の確保を

【1】人間らしく働く権利を守る

- 1.働き方改革関連法(高度プロフェッショナル制度を盛り込んだ「残業代ゼロ法」)の廃止を求めること。
- 2.国に対して、労働者派遣法を抜本的に改正して、正社員化と均等待遇を求めるこ
- 3.非正規雇用を正規雇用にかえる転換資金を活用するなどして、奈良県の正規雇用を目標をもち、確実にふやすこと。
- 4.労働局、学校と連携して、若者に労働者を守る権利についての啓発をすすめること。
- 5.県職員の人事評価制度はやめること。サービス残業をなくし、人間らしく働くようにすること。
- 6.県の委託業者の労働実態を調査し、ワーキングプアをなくすこと。
- 7.奈良県の最低賃金は改定のたびに近隣府県との差が拡大している。最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、全国一律とするよう国に求めること。
- 8.介護基盤整備の促進など福祉施設の充実で福祉職員確保、少人数学級の実施で教職員確保と定数配置、必要な病院職員の配置、消防職員の定数配置など、地元での雇用拡大をすすめること。
- 9.リストラアセスメント法、解雇規制法、労基法の抜本改正を国に求めること。
- 10.国交省による公共工事設計労務単価の引き上げが現場の労働者の賃上げにつながるようにすること。
- 11.「ブラック企業」、ブラックバイトの実態調査を実施し、違法な働きかせ方がある企業に対しては厳格に対応すること。
- 12.公契約条例を見直し、ふさわしい賃金水準の設定にすること。

【2】中小商工業、地場産業を積極的に支援し、奈良県経済の主役としてふさわしい振興をはかる

- 1.奈良県中小企業振興条例を生かして、新規産業育成やベンチャー企業支援に片寄った産業政策を改め、県として産業政策をもって、中小企業支援策をすすめること。県内の中小商工業の実態調査を活かして、中小業者の知恵を結集して、キメの細かい対策をすすめること。
- 2.小規模企業振興条例を生かして、実態調査を行い事業者の意見を反映した施策をすすめること。
- 3.靴下、繊維産業などの地場産業の対策を強めること。
- 4.県の融資制度の低利の借り換え制度をつくること。
- 5.小口保証など、現在は「半額以上の返済」が条件となっているが、条件の緩和をすること。
- 6.企業の誘致にあたっては、「雇用計画書」の提出を求め、「企業立地補助金制度」は既存の企業にも正規社員の拡大に結び付くように運用すること。また企業の撤退については「事前協議」を求め、身勝手な撤退やリストラをおこなう場合には補助金の返還を求めるこ
- 7.消費生活相談センターの正規職員を増やし、相談員の待遇を改善する。「商品テスト室」を復活し、体制を強化すること。
- 8.自治体が随意契約でおこなえる小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格のない地元の中小業者にも発注できるように「小規模事業者登録制度」を県としても実施すること。
- 9.県として一般リフォームをふくめて住宅リフォーム助成制度を充実すること。商店街リフォーム制度を実施すること。
- 10.大型店出店を抑制し、出店にさいしては地域の商店街の振興や住環境に調和するよう、実態調査や影響調査を実施し、街づくり計画のなかで整合性をはかること。大型店出店、撤退のルールをつくること。
- 11.地域の商店がなくなることから、買い物の困難が増えている。実態を調査し、対策をすすめること

【2】奈良県農業を立て直し、家族経営を大事にして農業の多面的振興をはかる

- 1.コメの個別所得補償について、国に対してその復活を強く求めるとともに、中山間地の棚田保全などに県独自の支援制度を検討すること。
- 2.遊休農地対策を強化するため県独自の利活用支援策をつくること。

3. 新潟県のような県独自のコメ生産農家支援制度を参考に県独自支援をつくること。
4. 現行の野菜価格安定基金による価格補填制度について産地と品目の拡大など、適用条件を改善し、産地の要望を聞いて補償基準価格の引き上げを国に要求するとともに、国の基準からはずれる産地についても県独自の価格補償制度をつくること。
5. 政府のすすめる「新農政」に追随しないで、続けたい人、やりたい人は、みんな農業の大事な担い手として、家族経営を維持・発展させることを基本に、若い後継者への現行の融資以外の資金援助、低利融資を受けられる対象農家の拡大、農家の合意をふまえた農地の合理的利用、促進をはかること。
6. 農業振興事務所や技術センターなど、現場の専門職員の体制を拡充すること。
7. 深刻な鳥獣被害対策に県としても独自の支援を強化して、市町村と協力すること。狩猟免許所得申請の手続きの必要な改善をおこなうこと。鳥獣被害により捕獲した鹿やいのししなどをジビエとして提供できる体制をつくり、研究するなど、必要な支援をすること。
8. 奈良県の食糧自給率はカロリーベースで15%で、全国ワースト7位である。国に対して自給率向上を求めること。
9. 新規就農者に対して自立できるまで、農地借り上げ、営農指導などの支援を続けること。
10. 種子法の改訂に反対し、県独自の条例を制定すること。
11. 国連家族農業10年にもとづき。県としてもこれを具体化すること。
12. しいたけの原木の確保ができず、多くの農家が困っている。良質なしいたけ原木を安定確保できるよう支援を講じること。
13. 稲の刈入れ前に被害が拡大したトビイロウンカ被害の実態調査を行い把握したうえで、被害をうけた農家に資金をはじめとした支援をおこなうこと。今後の予防対策に万全を期すこと。

【4】林業危機を開拓し、奈良県林業の振興をはかる

1. 国の森林林業再生法は全国一律の政策であり、急峻で小規模の民有林が多く、地区外地主が多い奈良県の実情にあわない点が多いため、国に実態に見合う制度になるよう求めること。
2. 除伐、間伐作業の遅れを解消するために、作業に必要な費用への助成、販路確保と労賃を補償する価格対策など総合的な保育対策を強めること。
3. 国の景気対策は大型公共事業ではなく、国土を守る森林整備事業にまわし、間伐材を使った林道整備、地域の条件を活かした作業同整備の促進、生活林道や作業林道の整備促進、モノレール設置事業を拡充するなどをもとめること。
4. 公共事業に木材の活用を図ること。学校の改修、机・椅子などの施設設備、福祉施設の建設、県営住宅の建替えなど県施設に県産材を使うなど木材利用、県産材利用の拡大を図ること。道路の手すりや橋げた、木材チップ舗装、土止めなど木材を使えるあらゆるところに木材使用を検討・研究し、県産材使用住宅への別枠融資、利子補給制度を拡充すること。県産材加工センターを県や市町村に設置し、木材需要の拡大、県産材の活用を図ること。CLT(断熱性や遮炎性、遮熱性、遮音性などの複合的な効果があるとされる「直交集成材」)の活用を促進すること。
5. 広葉樹の植栽など水資源や緑を確保する森林施策を推進し、風、水害、虫害などの被害に強い森林管理を確立する。また、都市近郊の里山や丘陵地帯の緑を守ること。
6. 林業地城市町村でのバイオマス発電の事業研究、事業推進を県としても支援し、積極的にすすめること。
7. 森林法の改定にともなう市町村への支援をするとともに、所有者や地元の意見を聞いてすすめること。

【5】観光対策

1. 県の歴史・生活文化・豊かな自然環境に根ざした貴重な資源・地域の宝物である3つの世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」「古都都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」、世界遺産暫定一覧表に追加された「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」等を活かし、地場産業・伝統産業など地域経済の振興をともにした観光政策を立案し発信すること。
2. 奈良公園の「文化的価値」を壊し、一時的な経済的効益を追求した開発型の「奈良公園基本戦略」「奈良公園特区」を「地域益」の観点から見直し、住民も参加した協議会等で「奈良観光」の魅力・固有価値を再検討すること。

と。

3. 吉城園周辺地域の高級な(良質な)宿泊施設を建設する計画については見直すこと。
4. 他の観光都市と差別化された「古都・奈良」の魅力を創造し、滞在型観光の追求、リピータ客の増加をはかる施策を推進すること。
 - 低価格で宿泊が提供できる施設等への補助など、長期滞在の拠点づくりを整備すること。
 - 回遊型観光のための交通機関・機能を整備すること。奈良公園をはじめ奈良市内の観光シーズンの渋滞対策として、奈良公園への車の進入を全面的に規制するとかパークアンドライド、ライトレルトランジット(LRT)本格的導入など総合的対策を研究・検討し、すすめること。
 - ITを活用し、国内外どこからでも対応可能な情報提供機能、奈良の魅力を若者にひろげる仕組みづくり「アーカイブス・データベース」を支援すること。
5. 観光産業と連動した奈良晒、奈良墨、奈良人形、奈良うちわなどは、観光産業と連動した伝統・地場産業として、暮らしになじんだ文化の香り高い「奈良ブランド」をつくり出してきたが、生活様式の変化や構造不況の影響から、高齢化、原材料・道具類の枯渇など、技術の継承が困難な状況である。伝統産業振興のため、関係者の英知を結集した支援策を講じること。
6. 開発中心の呼び込み型の観光政策をやめ、地域の観光資源を活かした観光政策をつくること。民泊、グリーンツーリズム、古民家宿泊など安い価格で泊まることができる宿泊事業を支援すること。

3 環境保全や災害対策を強化し、住民の安全を守る

【1】環境の保全

1. 酸性雨から、文化財を守るために、奈良公園内の車の通行規制、流入規制の施策検討をすすめ、推進すること。
2. 県民のいのちの水を守るために、水源保護条例を制定すること。
3. 大台ヶ原への車の乗り入れを制限して環境を守ること。

【2】CO₂削減のため再生可能エネルギー利用促進

1. 2050年までにCO₂排出ゼロ宣言をおこない、CO₂削減のため再生可能エネルギー利用促進するよう、より積極的な目標数値を持ち促進すること。
2. メガソーラー設置に際しては、事業者に対し、自然環境、住環境との調和を図るよう求める条例を制定すること。また、国に対して法整備を求めるここと。

【3】ゴミ減量リサイクル支援

1. 適切な環境教育をすすめること。
2. 製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求するとともに、製造・利用業者負担による回収・再利用を義務づけるデポジット条例を制定する。また、処理困難物は、製造者の責任で回収・処理させるための法整備を政府に求めること。
3. ダイオキシンの排出規制をヨーロッパ並に強化するよう国に要求するとともに、塩化ビニール製品を使わない、燃やさないという企業、公共団体、住民などのとりくみを促進すること。ゴミ処理施設からの重金属の排出についても測定すること。
4. 県がすすめるごみ処理の広域化のための市町村支援は見直し、大型焼却施設の建設をやめて、ゴミの徹底した分別や減量化を図る指導と援助で、市町村がリサイクル、ゴミ減量の実効ある取り組みができるよう支援すること。

【4】産業廃棄物対策

1. 県廃棄物対策課の体制を強化し、産業廃棄物施設の安全に関する厳しい監視体制と違法、不適性処理については、根絶するために県の責任をはたすこと。産業廃棄物の安全処理の排出者・発注者責任を明確にして、条例で資源化目標や減量計画を策定させ、実行させること。
2. 産業廃棄物処分場は跡地も含め、配置地図の作成など実態を明らかにし、安全対策をすすめること。
3. 県外ゴミの搬入は、要綱にもとづき、規制すること。
4. アスベスト含有の廃棄物は適正な処理をおこなえるよう対策を徹底すること。

【5】災害対策

1. 奈良県広域防災拠点施設を早急に整備すること。消防の訓練もできないほど老朽化が著しく、すぐに建て替えることが求められている県消防学校を早急に建て替え整備すること。2000年滑走路の建設計画は中止すること。
2. 治山治水対策の予算を大幅にふやし、砂防事業の促進、とくに土石流危険渓流対策、地滑り危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所の災害防止対策事業の促進をはかり、河川の保水・遊水池機能に力点を置いた全面的な治水対策を促進すること。

○山腹崩壊の減災対策は危険の早期発見、早期対策が欠かせないため、継続的な航空写真データの解

析、動き探知機器設置個所を増設するなどして微細な山腹の動きを察知するシステムを確立すること。

○河川改修を計画的に促進し、河床を引き下げるための堆積土砂の浚渫や草刈りなど河川の清掃の作業回数は、これを増やすこと。

○山間地域における道路網は幹線にとどまらず、生活道路等にも支援をしっかりとおこない、「網の目の道」網を構築すること。

3. 消防署員を増員すること。消防広域化による消防署員削減をやめ、抜本的な増員を図ること。消防署所に土砂災害にも対応できるエンボ等土木建築重機を配置することを支援すること。

4. 防災土養成を目標をもって促進すること。市町村や自治会・町内会の防災土養成を支援し、「町内会の数ほど防災士を」「すべての学校に防災士を」など目的意識的な取り組みを支援すること。

5. 大和川流域総合治水対策を進めるにあたり、国・県・市町村が一体となって、「溜める対策」に取り組み、必要な財政措置を国に求めること。県としても市町村に対し積極的な支援を行うこと。市町村の貯留対策事業の確実な推進のために、県の強い指導性を発揮すること。田畠や池、個人住宅の雨水貯留施設設置など個人的な取り組みも支援すること。

6. 公共事業、都市再生機構や民間業者の開発などについても防災アセスメントを義務づけ、防災の見地から指導監督をつよめること。自然のバランスをこわす「乱開発」では災害リスクを増大させることになるため、あらゆる公共事業、開発行為に「防災」の観点での事前調査をおこなうこと。

7. 震災対策では、活断層の分布や液状化の危険性のある地質などの図面を県民に配布し、同時に各市町村と連携し、地域の安全度や震災時の避難所、避難経路などを図面にした、わかりやすい「防災ハンドブック」を作成、配布するなど住民に基礎的な情報を公表すること。

○市町村「ハザードマップ」は、住民が活用できるようわかりやすく、避難経路や避難所などの情報も記入するなど工夫すること。それぞれの地域で十分な活用ができるよう、市町村と地域にいたるまで、指導と援助を十分におこなうこと。

○防災、減災においては日ごろからの「自助」意識の造成が重要であるため、「防災ハンドブック」「ハザードマップ」等をつかった家庭、自治会などでの話し合い、議論を支援し、すすめること。

8. 障害者や高齢者、外国人、観光客など要支援者への避難など災害時の対応について、対応計画、マニュアルを県、市町村、県民共同で確立すること。

9. 深層崩壊の発生メカニズムを解明・研究し、土砂災害から命と財産を守る学習の場ともなる奈良県広域防災センター施設（「紀伊半島（奈良県）深層崩壊・土砂災害研究所」、「奈良の自然史博物館」）を県南部に設置すること。

10. 震度7の地震がほぼ連續して2回襲った2016年熊本地震では、新耐震基準で建てられた公共施設、住戸も倒壊したことは重要である。防災施設となる公共施設の耐震化の検討は、新耐震による建物であっても対象建物として耐震診断をおこなうこと。また、家具等の下敷きになって死亡する例が多く、転倒防止対策を確実に行えるよう支援すること。

11. 防災施設となる公共施設および学校の常設トイレは洋式化すること。また、温水洗浄便座の導入を促進すること。災害時簡易トイレの備蓄を確実に促進すること。

12. 大災害時に停電が発生し、電気器具の安全確認が十分におこなえない状況において、通電が復旧したことにより発生する火災を防ぐために感震ブレーカーの普及を市町村と連携してすすめること。財政支援をおこない、一層の広報を実施すること。すべての避難所に自家発電機を設置すること。

13. 避難所、避難所となる施設の空調設備設置や生活環境改善に取り組み、だれもが安心して避難できる場とすること。福祉避難所を増設すること。

14. 避難所のコロナ対策を徹底し、避難所の数を増やすこと。

【6】県民本位の総合的な道路、交通対策をすすめる

1. 高速自動車道路中心の道路政策をあらため、生活道路中心の道路整備を促進する。また自転車道や歩道の整備に力点をおくこと。

2. 京奈和自動車道大和北道路計画は、大安寺奈良インターまでの整備を中止して、京奈和自動車道の平城京域通過計画は完全中止すること。

3. 第2阪奈道路については引き続き、防音壁を設置するなど、騒音・排気ガス対策などについて住民参

加と公開のもとにすすめること。

4. JR線及び近鉄線無人駅化、運行本数削減は、県民の足をまもり、地域振興、観光振興をすすめる立場から、改善するよう求めること。駅のバリアフリー化をすすめ、駅員を配置して安全対策を強化し、障害者も利用しやすくすること。

5. 乗客サービスの向上、福祉タクシーの拡充、自家用車以外に輸送手段のない過疎地やバス路線のない地域での乗合いタクシー方式やデマンドバスなどによる輸送の確保、観光業者や旅館などの連携による観光タクシーなど、事業の拡大・研究を支援すること。

6. 県南部地域で、買い物や通院などに不可欠な国道168・169号線（「アンカールート」）の維持補修、整備とともに、国道に通じる網の目のような生活道路を確保、整備すること。

7. 道路交通法改正による駐車違反取り締まりは、公共性、必要性の高い業務車両については、「許可証」を発行し、機械的取締りをおこなわないよう配慮するよう、県警察に求めること。

8. 無料駐車場や貨物専用パーキングなど必要に応じて増設すること。

9. 奈良市内の渋滞対策をすすめるためにも、自動車のこれ以上の流入を規制し、人と環境にやさしいLRTなど公共交通システム導入を検討すること。

10. 横断歩道の白線など交通安全標識の総点検をおこない、改善をすすめること。

4 文化遺産を自然や景観と一緒に保存する

1. 平城宮跡の国営公園の整備・活用は、改めて県民的議論と検討をおこなうこと。平城宮跡の保存活用計画を策定すること。
 - 平城宮跡内に遷都祭の際に設置した修景柵をただちに撤去すること。
 - 朝堂院広場の舗装、大極殿院広場のコンクリート舗装は撤去し、元に戻すこと。
 - 史跡中央部に設置している史実にもとづかない東屋は撤去すること。2つの管理棟は中央部から他の場所に移動させること。
2. 開発による古墳や埋蔵文化財の破壊を許さず、文化財保護予算を大幅に増やし、貴重な文化遺産を周辺の景観と一緒にとしてまもり、次代に正しく継承すること。
3. 文献資料の散逸をふせぐために、県費による買い取りをすすめ、当面、県立図書情報館での保全・閲覧など必要な措置をとること。
4. 「奈良県史」の編纂事業計画を策定し、推進すること。
5. 地質時代から近・現代にいたる全時代をカバーする自然史を含む総合博物館構想を専門家、県民参加で実現すること。
6. オオヤマト古墳群の史跡指定を求め、保存対策を講ずること。オオヤマト古墳群とその周辺地域について、歴史的文化的環境の保全を図ること。纏向遺跡の保存と活用をはじめ市町村の調査や保全に県として支援すること。
7. 大台ヶ原、大峰山系の自然をまもるために、
 - 保護地域以外の森林伐採、林道の造成などについても規制をつよめること。
 - 三之公川流域の天然記念物であるトガサワラ原始林をまもるために、県として地域一帯を買い上げ、特別保護地区に指定すること。
 - 大台ヶ原の自動車の交通規制をおこなうこと。吉野山の桜を守るため、必要な支援をおこなうこと。
8. 古都奈良の文化財遺産を酸性雨などの大気汚染から守るために適切な措置をとること。建造物の破損修理にたいする国・県の補助率を引き上げ、寺院、神社の負担を軽減すること。文化財の耐震補強および総合防災対策を強化すること。
9. 春日山原始林や奈良公園などで深刻化するナラ枯れや針葉常緑樹の枯死問題の原因究明に努め、保全に全力をつくすこと。アライグマの被害から文化財を守る対策をすすめること。
10. 歴史的眺望景観をだいなしにするJR奈良駅周辺の高さ規制を元の25㍍まで引き下げる。電線の地中化を年次計画化し、実施すること。
11. 埋蔵文化財を守るため、地下水の保全を図ること。
12. 文化財を守るための保存管理計画や環境基準をつくること。
13. 県庁屋上の塔屋を撤去すること。

5 住民福祉の機関としての地方自治体を守り、県民に開かれた公正で清潔な政治に

【1】大型開発優先の「逆立ち財政」を転換し、住民のための財源を確保する

1. 県公共事業は土木偏重から生活密着型にきりかえる。公共事業は、特別養護老人ホームの増設、県営住宅の立て替えの促進、高齢者や障害者が住みやすい住宅改造の促進、歩道の段差解消、道路の点字施設など障害者やお年寄りが自由に歩ける街づくり、小中学校や高校の大規模改修など暮らし福祉型に切り替えること。
2. 行財政について、職員による総点検をおこない、むだをなくし、県民生活にとって必要な部署には人と財源を確保すること。
3. 公共事業について住民参加の評価制度をつくり、不要不急の公共事業を凍結するなど、抜本的な見直しをおこなうこと。公共事業の入札を改善し、適正な価格で競争できるようにすること。
4. 関西国際空港第2期工事への出資はやめ、リニア新幹線の誘致活動を中止し、県財政の支出を中止すること。
5. 財源確保のために、政府に地方交付税の削減、国庫補助負担金の縮小、廃止の撤回と地方交付税率の引き上げ、高利政府資金地方債の借り換え、十分な税財源の移譲など財政措置を求ること。

【2】政府のすすめる地方創生で新たな広域連携などの集約化ではなく、住民福祉の機関として地方自治体を守ること

1. 政府は新たな地域戦略として「集約と活性化」を打ち出している。この集約化は本来の地方自治制度から離れて行政サービスの後退、住民自治をゆがめるものとなる。そして「道州制」につなげるねらいもあることから、このことに反対すること。
2. 住民の身近な基礎自治体である市町村財政の危機的状況を開示し、その役割や機能が十分發揮できるように支援を強めること。
3. 過疎化がすすむ山間自治体へ、住民が住み続けられるよう特別の支援をおこなうこと。
4. 水道事業は民間委託を拡大する広域化ではなく、専門職員を養成して安全性を守ること。

【3】汚職、腐敗を一掃し、県民に開かれた公正で清潔な政治に

1. 情報公開条例の運用にあたっては、知事や警察本部長の判断で、不当に公開内容を制限することのないようすること。各種の開発事業などの構想段階からの検討資料、審議会等の議事録など意思形成過程の情報をふくめ公開すること。審議会の公開をすること。
2. 住民代表が行政を監視する制度であるオンブズマンを制度化する。奈良県独自の警察オンブズマンを制度化するとともに、県公安委員会を民主的に改組し、機能を強化すること。
3. 資産公開条例だけでなく、政治倫理条例を改正し、公共事業受注企業からの知事および議員にたいする献金の禁止、議員が役員になっていたり議員の配偶者などが経営する土木建設業の公共事業請負の実質上の禁止、知事および議員とその家族の資産、収入の公開などを義務づけること。
4. 入札制度の改善をさらにすすめ、公正・ガラスばりの入札制度に改革する。公共事業の設計金額の事前公表を拡大して、不正な談合を排除する。落札後の入札経過と契約の内訳書を公表すること。
5. 奈良県内の労働組合状況を正しく反映するよう奈良県地方労働委員会の構成を公正にする。審議会などへの労働団体代表の参加などについても公正にあつかう。
6. 各種審議会への議員（「学識経験者」として選任している）の専任はやめること。また各種審議会への弁護士の専任については弁護士会の推薦を経ておこなうよう改善する。委員の専任は公募制などを取り入れ、女性の比率を高めること。
7. 問題の多いマイナンバーは、国に対して制度の廃止を求ること。
8. 「18歳選挙権」実施においては、青年の自主的な活動を保障すること。

【4】同和対策事業は終結を

1. 同和事業を「人権」の名で半ば永久化する「差別解消法」は撤回すること。
2. 「人権教育」の名での誤った同和教育、同和啓発の押し付けを改め、憲法にもとづく基本的人権の確立にむけ、だれにも強制されない自由な人権啓発活動に転換すること。
3. 解放センターはあらゆる人権擁護のために活用すること。

【5】女性の権利を守り、ジェンダー平等を

1. 男女共同参画社会基本条例にもとづいて、あらゆる意思決定の場に、女性の参加を保障するために積極的にとりくむ。各種審議会の委員は、女性の比率を5割とすること。
2. 推進協議会のメンバー人選は多様な団体からおこなうようあらためること。
3. 女性就業率ワースト1の現状を分析し、女性の雇用を保障し、時間外・深夜・休日労働を男女ともに法的規制するなど、労働基準法を見直し、差別撤廃をするよう政府に働きかけること。
4. 女性団体には公平な支援をおこなうこと。
5. 労基法改悪で女子保護規定の撤廃により、女性労働者の健康や母性の破壊が進んでいる。県としても実態調査をおこない、改善の取り組みをすすめること。
6. 女性への暴力は犯罪であり、人権侵害であるという社会的認識を確立するために、教育・啓蒙を強めること。いつでも気軽に相談できる24時間体制の電話相談や、公的カウンセリングなどの体制を強化すること。
7. 子ども家庭相談センターの、専門知識をもつ看護師、医師、相談員の養成増員をさらにすすめ、関係機関との連携を強めること。
8. 夫婦別姓を認める新たな法整備を国に求めること。
9. L G B Tを含む性的少数者のため社会的環境整備に取り組むこと。
10. 性暴力被害者支援センターの体制を強化して、24時間365日対応できるよう改善すること。

【6】憲法改悪に反対、平和と民主主義を守る

1. 奈良県として非核平和宣言自治体に加盟し、県内で核兵器廃絶にむけたとりくみを推進すること。
2. 核兵器廃絶のために努力することを明記した平和県宣言にもとづいて、「宣言」全文を県民に広報し、8月6日と9日に県下の全寺院に非核平和のために梵鐘を打ち鳴らすよう要請する。平和関連行事について県施設使用料を無料にすること。
3. 県の戦争資料収集は、平和資料館創設を展望する取り組みとなるよう、広範な県民の協力のもとにすすめる。戦争遺跡の調査と保存をすすめ、平和教育に役立てること。
4. 航空自衛隊幹部候補生学校の基地の撤去を要求し、跡地にはスポーツ施設など文化施設を建設する。陸上自衛隊基地の県内誘致は、県として推進しないこと。
5. 憲法九条の改悪に反対し、憲法を生かした平和行政をすすめること。平和施策をすすめる担当課を設置すること。
6. 高校生などを対象にした、自衛隊入隊を勧誘する業務などに県は協力しないこと。あわせて市町村にも助言すること。
7. 住民の安全・安心に名をかりた監視社会を助長し、憲法で保障されたプライバシー権、肖像権を侵害する監視カメラ設置などの施策は推進しないこと。
8. 県立大学にヒロシマ・ナガサキ講座を開設すること。県内でおこなわれる“火の祭り”などの催事に「原爆の火」を使い、また学校や県営施設に「被爆アオギリの木」を植樹するなどして、県民的に原爆・核兵器の廃絶を呼びかけること。

6 県警察への要望

1. 交通安全対策を強化すること。消えかかっている道路の白線を、危険箇所についてはただちに書き変えること。安心して利用できる道路にするために、県土木と協議して、横断歩道や白線の書き替えや新設についての改善をすすめる。
2. 取り調べの全面的な可視化をすすめること。
3. 県民に開かれた民主的改革をすすめ、警察官の不祥事をなくすこと。

以 上